

○菊川市建設工事共同企業体取扱要綱

平成17年1月17日告示第18号

菊川市建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の方式)

第2条 共同企業体を活用する場合には、次の各号のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体をいう。
- (2) 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力、施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。

(特定建設工事共同企業体の対象工事)

第3条 特定建設工事共同企業体に発注することのできる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事とする。

- (1) 工事費がおおむね1億円以上の橋梁、せき、下水道等の土木工事
- (2) 工事費がおおむね3億円以上の建築工事
- (3) 工事費がおおむね2億円以上の設備工事

2 前項のほか、特殊な技術等を要する工事であって、特定建設工事共同企業体による効果的、円滑な共同施工が確保できると認められるものについては、対象工事とすることができるものとする。

(構成員数)

第4条 構成員の数は、2者又は3者とし、工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第5条 構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 発注工事に対応する工事種別について、菊川市建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者の組合せであること。
- (2) 発注工事に対応する工事種別の等級区分が設けられている場合は、最上位等級又は直近下位に等級に格付けされた者の組合せであること。ただし、下位の等級業者に十分な施工能力があると判断される場合には、直近2等級までに格付けされた業者の組合せを認めることも差し

支えないこと。

- (3) 次条第3号又は第9条第2号の要件を別途定める場合には、その要件を満たす者の組合せであること。

(構成員の要件)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、当該発注工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (3) 発注工事に対応する要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(結成方法)

第7条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

第8条 特定建設工事共同企業体の構成員のうち、出資比率の最小限度基準は、次に定めるところによる。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上

(代表者要件)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 構成員中より大きな施工能力を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大であること。
- (2) 代表者要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(対象工事の指定)

第10条 対象工事は、菊川市建設工事等の指名競争入札者指名審査委員会（以下「指名委員会」という。）の委員長が、工事の規模、内容等を勘案して指定する。

(指名委員会等)

第11条 第6条第3号又は第9条第2号の要件を別途定める場合には、対象工事を所管する課長等（以下「工事所管課長等」という。）は、指名委員会担当課長（以下「担当課長」という。）と協議の上、入札参加資格設定調書（様式第1号）を作成し、あらかじめ、指名委員会に諮るものとする。

(資格の公告)

第12条 特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の要件、結成方法、出資比率及び代表者要件
- (6) その他必要と認める事項

(資格申請)

第13条 資格審査の申請をしようとする特定建設工事共同企業体は、指定の期日までに、次の書類を2部市長に提出するものとする。

- (1) 入札参加資格確認申請書(様式第2号)
- (2) 共同企業体協定書の写し(様式第3号による)
- (3) 各構成員の総合評定値通知書の写し
- (4) 競争入札参加資格の認定に必要とする資料

(資格認定の有無)

第14条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の認定の有無は、前条により提出された書類を審査の上行い、その結果は、入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により行うものとする。ただし、第6条第3号又は第9条第2号の要件を別途定めた場合には、担当課長は、工事所管課長等と協議の上、入札参加資格審査申請者一覧表(様式第5号)を作成し、指名委員会に諮るものとする。

(競争入札参加資格が認定されなかった者に対する理由の説明)

第15条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格が認定されなかった者は、指定の期日までに、競争入札参加資格が認定されなかった理由について、書面を持参することにより、説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の理由を求められたときには、原則として、競争入札参加資格を認定しなかった理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

3 説明を求めた者に入札参加資格を認定する場合には、前条第1項の結果通知を取り消し、前項の回答と併せて、改めて資格を認定する旨の通知を行うものとする。この場合においては、あらかじめ、指名委員会に諮るものとする。

(契約方式等)

第16条 第12条の規定により公告を行った工事に係る契約の相手方の決定は、次の各号のいずれかにより行うものとする。

(1) 第14条及び前条第3項の規程により有資格者と認定された特定建設工事共同企業体の中から競争に参加する者を指名し、指名競争入札に付すること。

(2) 第14条及び前条第3項の規程により有資格者と認定された特定建設工事共同企業体を対象に一般競争入札に付すること。

2 前項第1号の場合において、指名競争入札に付する特定建設工事共同企業体の数が競争を確保するのに必要な数に満たないと認められるときには、第12条の手続を経て、これを補充するものとする。

(存続期間)

第17条 特定建設工事共同企業体は、当該工事の完成後残務整理等に必要な期間として3か月以上存続するものとする。

(編成表の提出)

第18条 契約を締結した特定建設工事共同企業体は、契約の日から5日以内に特定建設工事共同企業体編成表(様式第6号)を契約担当者に提出するものとする。なお、同編成表の記載内容に変更を生じた場合も、同様とする。

(経常建設共同企業体の対象工事)

第19条 経常建設共同企業体の対象工事は、単体企業の場合に準じて取り扱うものとする。

(構成員数)

第20条 構成員の数は、3者以内とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、5者までとすることができるものとする。

(構成員の組合せ)

第21条 構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の要件を満たす中小企業による組合せであること。

(2) 資格者名簿に登録された業者の組合せであること。

- (3) 等級区分が設けられている場合は、同一の等級又は直近等級に格付けされた業者の組合せであること。ただし、下位の等級業者に十分な施工能力があると判断される場合には、直近2等級までに格付けされた業者の組合せを認めることも差し支えないこと。

(構成員の要件)

第22条 経常建設共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 登録を申請する業種について建設業法の許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (2) 原則として登録を申請する業種について元請としての施工実績を有すること。
- (3) 原則として登録を申請する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(出資比率)

第23条 経常建設共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(代表者要件)

第24条 代表者は、構成員において決定された者とする。

(登録)

第25条 一の企業が登録することができる経常建設共同企業体の数は、1とするものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年1月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の菊川町建設工事共同企業体取扱要綱（平成13年菊川町要綱）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 平成17年1月17日から当分の間、下水道開削工事にかかる経常建設共同企業体については、この要綱の摘要除外とし、その運用については別途定めるものとする。

様式第1号（第11条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

入札参加資格設定調書

委員長								起案

年 月 日作成

工事担当課名

工 事 名						工 種		
工 事 場 所						設計金額		
方 式						構成員数	社	
工 事 概 要	工事目的							
	規 模							
	構造形式							
	工 法							
公 告 日		申請書等の 提出期限日		資格の 認定日		入札日		
資 格 要 件	代表構成員に求めるもの							
	その他の構成員に求めるもの							
資格要件の 設 定 理 由								
見込対象者数								
申請書・資料 作成説明会の 有無及び日程								
添 付 資 料		(位置図、平面図、断面図等)						

様式第2号（第13条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

入札参加資格確認申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

住 所
商号又は名称
代表者氏名 ㊟

下記の工事に係る入札に参加する資格について、確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者ではないこと並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日
- 2 工事名
- 3 工事場所

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）〇〇発注に係る〇〇〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇特定建設工事共同企業体（以下、「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

番地

〇〇建設株式会社

番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 %

〇〇建設株式会社 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割

合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行われぬ。
(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかきがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めぬ事項)

第19条 この協定書に定めぬ事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 印

入札参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

共同企業体の名称

共同企業体の代表者の
住所、名称及び代表者

共同企業体の構成員の
住所、名称及び代表者

菊川市長 氏 名 印

先に申請のあった下記工事に係る入札参加資格審査の結果を通知します。

記

公 告 日		
工 事 名		
工 事 場 所		
入札参加資格 の 審 査 結 果	認定する。 ・ 認定しない。	
	認定しない 場合の理由	

なお、入札参加資格が認定されなかった共同企業体は、当職に対して入札参加資格が認定されなかった理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、 年 月 日（ ）までに、菊川市〇〇課へその旨を記載した書面を提出してください。

様式第5号（第14条関係）（用紙 日本工業規格A4横型）

入札参加資格審査申請者一覧表

委員長								起案

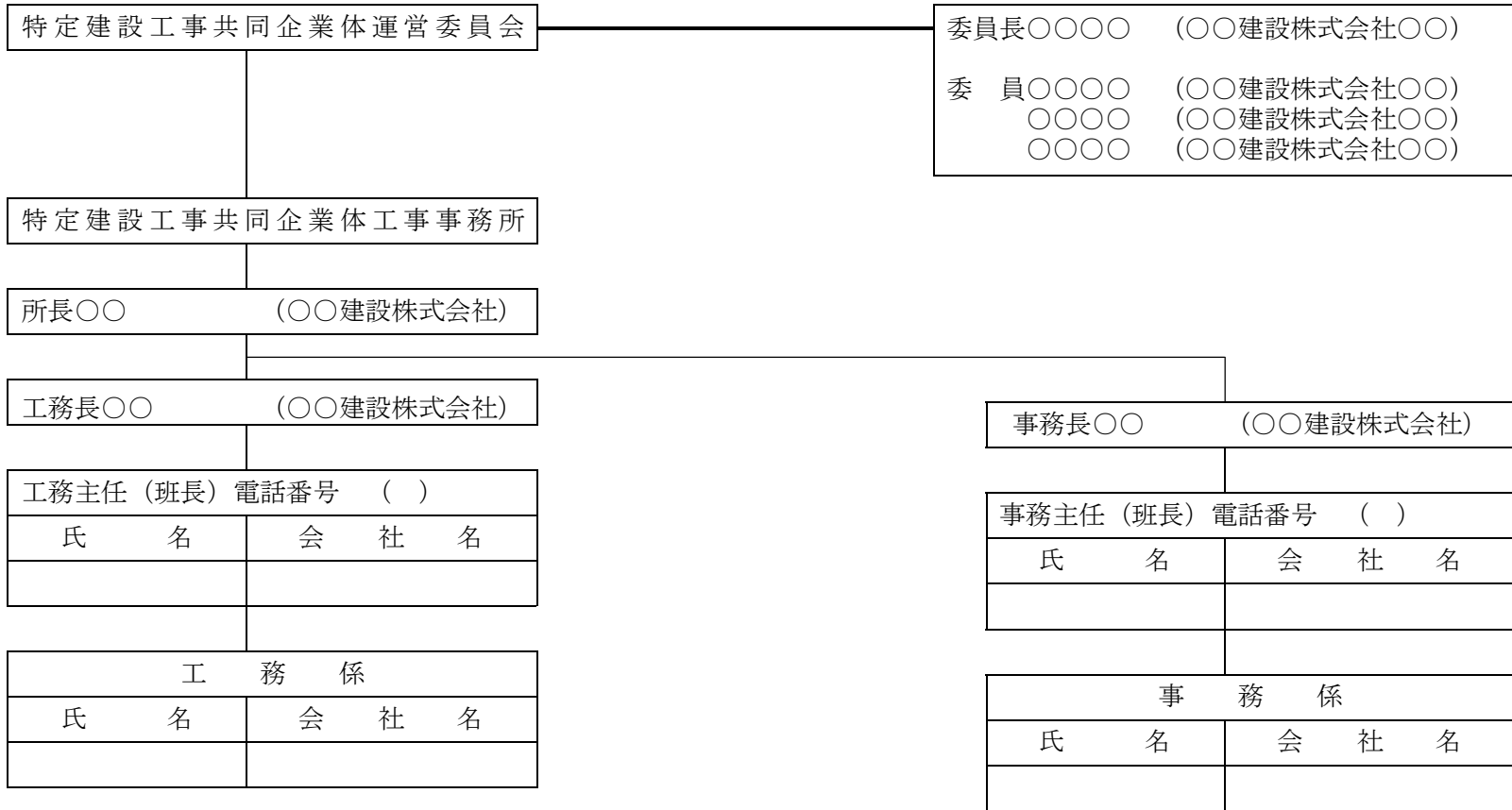
工事名 _____ 工事場所 _____ 委員会担当課長 _____ ㊞

商号又は名称	営業所名（営業所の所在地）	経営事項審査総合評価値P	技術者の状況	同種工事の状況	委員会担当課長の意見（否とする場合は、その理由）	工事所管課長の意見（否とする場合は、その理由）	資格の認定又は非認定	入札参加者の推薦
	代表者 ----- その他							
	代表者 ----- その他							
	代表者 ----- その他							
	代表者 ----- その他							
	代表者 ----- その他							
	代表者 ----- その他							

（注）項目は、設定する要件に応じて加除、修正する。

様式第6号（第18条関係）（用紙 日本工業規格A4横型）

特定建設工事共同企業体編成表



- (注)
- 1 本表の構成は標準的なものを示したものであり、役職名なども記入例である。
 - 2 記載内容に変更があった場合も本様式を使用し、「変更届」と明記して提出すること。